

令和7年度第2回子ども・子育て会議 会議録

日時

令和7年8月1日（金）午後3時から午後4時45分まで

場所

流山市ケアセンター 4階研修室

出席委員

村上 涼委員、半田 勝久委員、藤本 喜代美委員、長谷部 敬子委員、小菅 恒夫委員、若松 文委員、仁科 遥花委員、真木 彩乃委員、伊ヶ崎 さおり委員、田中 由実委員、小澤 孝江委員、加藤 美佳里委員

欠席委員

増田 かおり委員、子安 暁史委員、北野 美紀委員、澁木 宏紀委員、藪本 敦弘委員、石田 尚美委員

傍聴者

なし

事務局

富安子ども家庭部長、遠藤子ども家庭部次長兼保育課長、平尾子ども家庭課長、栗原子ども家庭課虐待・DV防止対策室長、鷲尾子ども家庭課子ども政策室長、郡司学校教育部次長兼学校教育課長、渡邊健康増進課長、石山児童発達支援センター所長、坂本障害者支援課長、高畑指導課長、横尾教育総務課長、當山教育総務課学童クラブ運営係長、山崎子ども家庭課主査、北根子ども家庭課主任主事、賀上子ども家庭課主事、梅田子ども家庭課会計年度任用職員

議題

- （１）第2期子どもをみんなで育む計画の事業評価について
- （２）こどもの権利部会の設置及び部会委員の選出について
- （３）その他

- ・流山市こども会議の開催について（報告）
- ・流山市若者まちづくりプロジェクトの実施について（報告）

配付資料

- 資料 1－1：事業評価について
- 資料 1－2：事業評価シート
- 資料 1－3：事前委員意見一覧
- 資料 2：こどもの権利部会の設置について
- 参考資料：第 1 回こども会議について
- 参考資料：若者まちづくりプロジェクト

議事録《概要》

《村上会長》

開会前ですが、事務局から報告したい旨の申し出がありましたので、平尾課長から報告をお願いいたします。

《平尾課長》

子ども・子育て会議委員の構成について、委員の皆様にご報告をいたします。

この度、「学校教育、保育関係団体を代表する者」を代表し、会議の委員を務めていた上橋 泉委員ですが、都合により職を辞させていただきたい旨の申し出がありました。流山市附属機関に関する条例第 4 条第 3 項により、「委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。」の規定に基づくものです。

後任の委員として、新たに「増田 かおり氏」を委員として委嘱しましたので、ご報告をさせていただきます。

なお、増田委員につきましては、本日は業務の都合上欠席となっております。

《村上会長》

ご報告ありがとうございました。ただ今、報告がありましたとおり、新たに増田委員がメンバーに加わりますので、委員の皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから令和7年度第2回流山市子ども・子育て会議を開会いたします。

初めに、本日の出席をご報告します。

ただ今のところ、出席委員12名、欠席委員6名であります。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告します。

それでは、議事に入ります。

初めに議題の(1)「第2期子どもをみんなで育む計画の事業評価について」です。それでは、事務局から資料1について説明をお願いいたします。

《事務局》

資料1-1：事業評価について

資料1-2：事業評価シート

資料1-3：事前委員意見一覧 説明

《村上会長》

ありがとうございます。以上で事務局からの説明は終わりました。

「第2期子どもをみんなで育む計画の事業評価について」は、事前に、ご意見・ご質問をご提出いただいている委員への回答を各関係部局から順番にお願いいたします。その後、追加でご意見・ご質問がある委員は、発言をお願いします。それではまず、子ども家庭課からお願いいたします。

《平尾課長》

私からは、子ども家庭課が担当させていただいている事業への質問と本日出席が難しかった道路管理課が担当する事業への質問について代読ということで回答させていただきますので、よろしくお願いします。

「事業番号1：子育て及び家庭教育情報の提供」について、「ながれやま市子育てちゃんねる」に係るご質問を2ついただいておりますので併せてお答えします。「ながれやま市子育てちゃんねる」は18歳未満のこどもを有する世帯を対象としております。直近の国勢調査が令和2年度のものになりますが、令和2年度の国勢調査において、18歳未満の親族のいる世帯数は2万1,911世帯となります。令和7年7月1日現在、3,316人に「ながれやま市子育てちゃんねる」にご登録いただいておりますので、登録者数の割合は約15%となります。

次に「事業番号２：子育て支援総合窓口事業」についてお答えします。転入時の保育所・幼稚園に関する案内について、出張所では対応していないのかというご意見をいただいておりますが、この子育て支援総合窓口という事業は、子ども家庭課に配置している利用者支援相談員、通称「親子あんしん相談員」というものなのですが、相談員による相談という位置づけになっているので、出張所では対応しておりません。しかし、電話相談やオンライン相談にも対応しておりますので、ご活用いただけるよう周知していきたいと思っております。

また、子育て世帯が転入手続を出張所で行うということは多々あると思います。出張所でも手続の際に子育てガイドブックをお渡ししており、ガイドブックを開いていただくと、幼稚園の情報等も含め、市内の幼稚園・保育所の一定の情報が掲載されておりますので、ガイドブックに目を通していただけるような工夫をすることも必要だと感じております。

次に、「事業番号３：子育てガイドブックの発行」についてですが、別冊ガイドブックについて、ご評価いただきありがとうございます。今後も市民の皆様にとって分かりやすい情報の掲載に努めてまいります。

また、年度によって、ガイドブックの配布数にばらつきがあるという点については、２つの要因が考えられます。１つ目は、子育てガイドブックの作成が２年に１回であること。２つ目は、ガイドブック作成年度には保健センター、各出張所、地域子育て支援拠点等に一斉に配布をしていることです。これらが、ばらつきがあると感じられてしまう要因になっているのではないかと考えます。

次に、「事業番号１０：地域子育て支援センター」について、相談対応する職員の相談支援の場や研修の必要性についてお答えします。ご指摘いただいているように相談内容によっては、相談員の心理的負担が大きくなることもあると考えます。現在、年に３回程度実施している地域子育て支援拠点・センター職員の方々向けの研修では、同じ相談対応をする方同士が一堂に会し、意見交換等を行うことで、不安解消やモチベーション向上等につながっているというご意見はいただいておりますが、こうした研修の場を利用して、職員向けのメンタルヘルス研修の実施ですとか、スーパーバイズの間を設けるなど研修の内容について検討してまいります。

また、同じく「事業番号１０：地域子育て支援センター」について、利用することで孤独が解消された。イベントにもっと積極的に参加すれば良かったというご感想をいただきました。地域子育て支援拠点・センターでは、主

に0歳から3歳までの乳幼児とその保護者を対象としたイベント等を実施しています。イベント予定内容については、流山市のホームページに掲載していますので、今後とも是非ご参加いただければと思います。また、市内の児童館・児童センターでも午前中の時間帯は就学前児童と保護者を対象としたイベント等を実施しておりますので、そちらも是非ご参加ください。

次に「事業番号49：子どもの権利条約・児童憲章の周知啓発」について、こども本人に権利意識が育つような教育が求められているとご意見をいただきました。現在、市内の小中学校では、教育委員会による自他ともに人権を守る大切さをテーマに人権教育を行っています。また、今年度からは子ども家庭課にて、小中学生を対象にしたこども会議、高校・大学生年代を対象にした若者まちづくり事業等を実施し、こどもが権利の主体であることを実践的にも広く浸透させていきたいと考えております。

次に「事業番号54：子育て支援員研修」について、子育て支援研修修了者が継続して仕事を続けられるように正職員の保育士にも保育補助者を一緒に働く同僚としての同僚性の意識定着を図って欲しいとご意見いただきました。事業所内の同僚性の意識の定着については、職員の意識、管理職の指導等の労働環境に起因する課題も多く見受けられることから、市として直接的に事業所に改善を求めるというのは、難しい状況ではありますが、子育て支援研修の修了者の雇用を考える事業者に対して、保育補助の役割や従事者間の連携に関する啓発について検討してまいります。

併せて子育て支援員研修の受講者の数を増やし、保育人材を確保するための方略を検討してみてもどうかについては、市としましても受講者数の増加を目指していますので、従来の広報手段以外の方法、例えば、自治会回覧ですとか、地域包括支援センターの情報提供といった方法を検討してまいりたいと思います。

次に、「事業番号73：児童館・児童センターの活用」について、流山市では児童館は中高生の居場所となるような取組があるかのご質問いただきました。市内の児童館・児童センターでは、5月から8月の期間は午後6時まで時間を延長し開館をしています。この期間は、午後5時から6時の間を中高生のみが利用できる時間として、中高生の居場所の1つになるよう取組を行っています。令和7年度からこの取組を開始し、児童センターにおいてばらつきがあるようですが、中高生が自ら遊びを考えて児童センターで過ごすなど、居場所として利用いただいているケースもあると聞いています。

最後に道路管理課に寄せられたご質問についてお答えします。

「事業番号 80：歩道の整備」について、流山市では、令和 5 年度から道路管理センターを開設し、電話だけでなくホームページ上の情報提供フォームを通じて、修理の要望を受け付けています。その他、国土交通省が開設している全国共通 #9910 番の道路情報ダイヤルがあります。こちらは 24 時間受け付けが可能で LINE からの情報提供にも対応しています。今後も道路に関する困り事や相談要望がありましたら、道路管理センターを積極的にご活用いただければと思います。また、その周知にも努めてまいります。

子ども家庭課からは、以上となります。

《村上会長》

ありがとうございます。

ご質問等は、回答全部終わってからお受けいたしますので、次に児童発達支援センター、よろしくお願いいたします。

《石山所長》

児童発達支援センターです。よろしくお願いします。

私からは、「事業番号 4 番：各種相談」、「事業番号 6 番：各種相談の連携」と「事業番号 108 番：障害児保育」についてお答えします。

まず、各種相談ですが、センターにつながるまでの時間がかかっているということで、そのようなお気持ちにさせてしまい申し訳ございませんでした。児童発達支援センターでは、未就学のお子様の発達に不安を抱える保護者の相談に応じております。1 歳半健診までは保健センターで経過を追う場合が多い一方で、早期に療育的な関わりを希望される方や不安な気持ちを専門職に相談したい方が増えております。相談を希望される方をお断りすることはありませんので、一度お問合せいただければと思います。保護者の不安に早期に寄り添えるように努めてまいりたいと思っております。

続きまして、「事業番号 6 番：相談の連携」です。他機関との連携が取れていない現状があるということでご指摘をいただきました。児童発達支援センターでは、療育相談にお申込みの方全ての方を対象に、多職種による療育支援会議というものを行っております。会議の中では、お子様に支援の必要性があるかを検討しており、どのような方針を提案するかは、その場で共有をしております。ただ、支援につながってからの情報については、個人情報の観点から慎重に取扱い、保護者の同意を得た上で共有しております。また、健診など様々な場面で保護者の方が同じ説明を繰り返し行わなければいけな

いという状況のときに、当センターでは「サポートファイル」というものをお勧めしております。「サポートファイル」を使うことで負担感が軽減できると考えております。今後も「サポートファイル」が情報共有ツールとして活用が広がるように周知徹底して取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして「事業番号１０８番：障害児保育」の保育所等訪問支援についてです。保育所等訪問支援については、療育などの経験を持つ専門職員が保育所などに訪問して、本人に対する直接支援や訪問先のスタッフに間接的に助言などをする支援を行っております。児童発達支援センターで実施している保育所等訪問支援は、療育支援会議という会議の中で、今このときに、保護者・こども・園側にとっても、保育所等訪問支援が１番適当と判断された場合、ご提案しております。

他の児童発達支援事業所など福祉サービスを有している場合は、所属先の事業所と園との連携が大切となっておりますので、当センターの支援は提案しておりません。そのため、当センターにおいては、保育所等訪問支援の契約数は少なくなっております。民間事業所においても、保育所等訪問支援を実施しているところがあり、お子様の発達状況に合わせて、児童発達支援事業所及び相談支援専門員と相談しながら、利用について、事業所ごとの判断で実施していくという流れになっております。

《村上会長》

ありがとうございます。

では、次に保育課よろしくお願いします。

《遠藤次長》

保育課の遠藤と申します。よろしくお願いします。

私からは先ず「事業番号１１番：保育所の多機能化」の部分で、「誰でも通園制度」についての保護者と保育所の検討会やワーキンググループを立ち上げるのは、いかがかというお話です。「誰でも通園制度」につきましては、８月に事業者意向調査を行う予定としております。その前に、各保育施設等に話を聞いてみましたところ、現状の保育需要に対応するのにいっぱいになっている部分がありました。保育課としましても、保育需要のある方々に保育所に入っていただくというところを優先したいと考えております。今後、「誰でも通園制度」を始めるに当たって事業者選定をして令和８年４月から本格実施になるのですけれど、公立保育所を中心に始めることに

なろうかと思っております、実施していく過程の中で、お客様のご意見等を伺う機会というのは設けていきたいと思っております。検討会自体が必要かどうかというのは、また、それも併せて検討をしていく必要があるかと考えています。

次に「事業番号19番：一時保育」についてです。パートタイマーのお仕事をされている方等をリフレッシュの方より優先するような形ができればというお話ですけど、現在のところ「一時預かり」につきましては、市内の27園で実施しております、一部、余裕活用型でやっているところと、専用室を設けてやっているところと、園によってまちまちである状態にあります。事業の性質上、パートタイマーの方とリフレッシュの方のどちらを優先するということは、難しいと考えております。それぞれ必要とされる方が「一時預かり」と「ファミリー・サポート・センター」等を併用して活用していただくことになろうかと考えております。

次に「事業番号53番：保育士研修」について、具体的な内容ということですけど、まず、全国保育協議会や千葉県保育協議会などで研修を多々実施しております、公立保育所の職員や私立保育所の職員が、それぞれ参加するようになっております。内容としましては、所長・主任・初級などの階層別研修もありますし、個別の研修としましては具体的な保育、運動、食育、こどもの権利、発達、遊び等々、内容については、多岐にわたっております。

続きまして、「事業番号66番：学童クラブとの保育所の交流」についてです。こちらでは、発達等に関する情報共有等を検討してはというご質問ですけど、現在は少なくとも5歳児等は、発達の不安や配慮が必要な状況にある場合には、「サポートファイル」の活用と5歳児の時点での学校への引継ぎがありまして、基本的には学校を通しての情報共有が行われているものと考えております。

続いて「事業番号67番：私立幼稚園への支援」についてです。小規模な幼稚園に要配慮児童の補助金を出してはいかがかという質問なのですが、この小規模幼稚園はどのようなものを示しているのかにもよるのですが、少なくとも市内に9園ある私立の幼稚園につきましては、今年度から要配慮児童に対する補助金というものを制度創設したところでございます。幼稚園という名称がついている認可外保育施設や私塾に対しては、今のところこういった補助金はありません。

続いて「事業番号108番：障害児保育」についてですが、後半部分の「統合保育」についてお答えさせていただきます。「統合保育」という事業

として銘打っているのが、私どもの要綱で取り扱っている事業となっております。まして、要綱上定めているのが中野久木保育所の1園となっております。今現在、要配慮児童の受入れというのを保育所の方で強力に進めておりますので、ほかの園で受入れが進んでいる状況と認識しています。そして名称の「統合保育」という言葉自体については、さきにもご指摘をいただきまして大変申し訳ございません。こちらについては、変更する方向で検討したいと考えておりますので、また、ご相談もさせていただきたいと考えております。

《村上会長》

ありがとうございます。

次に、教育総務課お願いいたします。

《横尾課長》

教育総務課の横尾と申します。よろしくお願いします。

学童保育の関係でお答えします。ただいまの保育課から「事業番号66番：学童クラブと保育所の交流」についてご回答ありましたが、それと併せてご理解いただければと思います。

発達障害や気になるお子様の情報共有につきましては、「事業番号6番：各種相談の連携」にも記載しましたとおり、年2回実施している小学校と学童クラブ及び教育総務課の3者協議、随時実施している小学校と学童クラブの2者協議によって情報を共有しております。小学校と学童クラブがつながっておりますので、保育園からの情報も経由していただけているというところでございます。また、幼保小連携における施設職員向けの研修会等に学童クラブ運営法人が参加することで、認識を共有しているところでございます。また、学童クラブの利用入所前には保護者に対する説明会や面談を実施して、児童の状況について、保護者からも直接聞き取りも行っております。保育所との直接的な連携はないのですが、今後も小学校を通じて情報の共有を図ってまいりたいと考えております。

《村上会長》

ありがとうございます。

次に健康増進課、よろしくお願いします。

《渡邊課長》

健康増進課の渡邊です。よろしくお願いいたします。

妊娠・出産・子育てサポート事業における母子健康手帳についてと産後ケアについて、お話しします。その次に「事業番号36番：乳幼児健康診査」、「事業番号39番：健診後のフォロー体制づくり」についてご説明いたします。

まず、母子健康手帳についてですが、体調が悪い中、全件面談ということをお大事にしているの、足を運んでいただいた経験からのお言葉だったと思います。窓口の交付にご協力いただきありがとうございます。流山市では、つわり等で体調が悪く、窓口に来ることが困難な妊婦さんについては、例えば、パートナーやご両親等の代理の方への交付、また、ご自宅への訪問によって交付するという方法も可能となっております。代理交付や訪問での交付については、ホームページで掲載してご案内しているところですが、やはり1度はお会いして、妊婦さんの状況を確認したいということなので、できるだけ妊婦さんのつらいお体の状況に配慮しながら、事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、産後ケアということで、おたかの森助産院でのご経験をお伝えしていただいたところで、当時、係長だったときに、この事業をつくったのですが、本気でそういうお言葉を聞きたくて、つくった事業になっております。私たちが1番大事にしているのは産後ケアを受けていただいたときだけ、お母様の状況がよくなるということだけではなくて、よくなった状況からまた新たに生まれるお悩みとかも、全部、事業所からつながるように切れ目なく支援を行うということを本当に目指してやってまいりました。今後、妊娠期から子育て期にかけて、切れ目のない支援を行っていきたいと考えております。貴重なご意見ありがとうございます。

次に「事業番号36番：乳幼児健康診査」であります。乳幼児健康診査で眼科の精密検査についてのご意見です。3歳児健康診査における眼科精密健康診査と耳鼻科の再検査については、検診時に発達特性により視力検査、聴力検査ができなかった場合でも、精密検査や再検査において、斜視や中耳炎など、疾病が見つかり治療につながるということがございますので、発達の特性の有無にかかわらず、3歳児の間に1度は再検査をお願いしたいということで進めさせていただいております。

再検査を受診する際には、健診結果が記載されている問診票を保護者の方から医療機関にお渡ししていただくこと、発達に不安があった場合は、医療

機関でそれを把握することが可能という形でお願いしております。

療育を受けている方でしたら、保護者からその旨を「発達に対しても心配を持っている」と、直接、医療機関に伝えていただくよう検診時にもお願いしているところです。受け止める市内協力医療機関においても、そういった障害や発達の特性により検査ができない方が受診することもある旨を十分理解していただいております。病院によっては、病院に慣れるまで経過を観察し、実施できる検査から実施し、様々な手法を取りながら診察をしていただけるよう協力をお願いしているところです。

次に「事業番号39番：健診後のフォロー体制づくり」です。お子様の発達に心配のある保護者の苦しい思いや悩みについては、保健センターにおいては地区担当保健師が継続的に支援を行っている状況ですが、現在、5歳児健康診査の実施について検討を開始しております。今後、様々な場所の支援の点と点がつながるよう連携を行っていくために関係部署を含めた支援体制の構築を目指して協議を行ってまいりたいと思います。

さらにお困りの保護者の方にしっかりと寄り添いまして、支援体制を強化できるよう努めたいと考えております。

《村上会長》

ありがとうございます。

次に指導課、よろしくお願いします。

《高畑課長》

指導課でございます。

「事業番号50番：指導者の育成」についてです。どのような研修をどのような立場の人が受けているのか、また、保護者に向けた人権意識を高める工夫についてご質問をいただきました。人権教育に関する研修については、主として、毎年、各学校の人権教育推進教師や道徳教育推進教師などを対象とした人権教育推進研究会、または道徳教育推進研修会を実施しております。講師の先生をお招きしてお話を伺うことで、人権課題の理解を深めたり、人権意識を高める教育活動の実現について考えたりする機会となっています。

保護者に向けた取組としましては、この人権教育というのが、学校教育全体を通して行っていくものであることから、ふだんの授業や、講演等を公開して参加していただいております。また、学校便り及びホームページ、保護者会等を通じて、取り組んでいる内容を保護者の方にお伝えすることで、人

権意識を高めていきたいと考えております。

次に「事業番号51：相談・カウンセリング」のところで、不登校児童生徒等に対するオンラインによる相談体制に関して、具体的な実践状況についてのご質問がございました。昨年度12月より、トライアルとしまして、「オンラインフレンドステーション」を立ち上げました。本年度4月から正式に開始をしておりますが、児童生徒がアバターとなってオンラインの学習空間に入りまして、その中で自分の居場所として自習をしたり、その職員に相談をしたり、希望によって図書館の電子書籍を閲覧することができます。また、児童生徒自身がその日の学習の内容を記録していくこともできます。支援内容としましては、学習サポート教員やカウンセラーがチャットでの対話や面談、学習の見守り、また、レクリエーションの企画等も行っております。将来的には、そこをゴールとするのではなく、参加している児童生徒の興味に応じて、さらにその先の居場所につなげていけるように支援をしていきたいと考えております。

「事業番号55番：幼児教育に関する研究・研修」について、ご意見ありがとうございました。幼保小連携の日については、実際に各校で取り組んでいただいております。今後、それを通して、また1年度に向けた教育課程の見直しや幼保小の接続について各校で練っていければと考えております。

「事業番号60番：特別支援教育」です。就学先についての悩みが県外の方にあったということですが、本市では、年度当初に就学の説明会を複数回設定しまして、その後、就学相談へとつなげています。専門家としてスクールカウンセラーが関わりながら、親御さんと合意形成を図り就学先について相談を重ねています。今後も、親御さんやお子さんに寄り添った支援をしていきたいと考えております。

《村上会長》

ありがとうございます。

次に障害者支援課、よろしくお願いします。

《坂本課長》

障害者支援課の坂本です。「事業番号7番：相談担当職員の充実及び適正配置」について、ご説明をさせていただきます。市が配布している相談支援事業所一覧のことでご意見、ご要望いただいておりますが、現在、新規の受け付けをしていないとか、小児の相談担当は、今はできないとか、リストには

あるけれども対応ができない状況になっているということかと思います。ご不便かけまして大変申し訳ありません。

状況についてご説明をさせていただきます。現在、市で作成している障害児相談支援事業所の一覧は、市の指定の状況に合わせて掲載をしております。対象の分野の掲載や比較的可受入れが可能な新しい事業所リストを上から順番に掲載しております。タイムリーな状況については、掲載はできておりません。現状は、障害児のサービスの受給者の伸びが著しく相談支援専門員の数に足りていない状況が続いております。新規受付については、現在の事業所の受入れの状況をもとに各事業所で判断しているため、状況が変わることが多く、都度のお問合せをいただくこととしております。そのため、タイムリーな状況で掲載することについては、現在は考えてはいないのですが、少しでもこの状況を緩和するために事業所の新規開設を行うところですか相談支援専門員を新しく雇用するところなどに向けては、補助を行う予定として現在準備しているところでございます。

《村上会長》

ご回答いただきありがとうございます。

今の回答に対して、追加で質問等がある委員の方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

若松委員、お願いします。

《若松委員》

主任児童委員連絡会の代表をしております若松です。いろいろと報告ありがとうございます。

私の方から1点意見として、「事業番号49：子どもの権利条約・児童憲章の周知啓発」について、流山市民生委員児童委員協議会では、今年度から新たに、児童虐待防止月間の啓発のため、小学校・中学校に「189（いち はやく）という児童相談所虐待対応ダイヤル」や「虐待をなくそう」というテーマでポスター募集をお願いしています。

市内の小中学校にポスター募集へのご協力をお願いしたところ、「小学生にマイナスのイメージを表現させること、“虐待とは”を説明すること、ポスターを校内に掲示すること等は難しいというご意見を幾つかの学校からいただいた。」という報告がありました。流山市の0歳から12歳までの子どもでは、実際に虐待を誰から受けているかというところ、ほぼ99%が、お父さん、お母さん

からです。見守り対象となっている小学生・中学生に関しては、学校からの報告「学校では、特に問題がありません。」というような回答が非常に多いのです。ただ、それは学校の先生が見落としているのではなく、学校が給食も食べられて、安心して過ごさせている場所であるということの表れであるとも思うのです。

こどもが守られている、安心していていると思っている環境の中で、自分の人権が、例えば親から侵害されているとしても、声を上げられるような環境を整備していけることはできないのかなと思います。「地域での見守り」という声がありますが、地区によって集合住宅が多いおおたかの森エリアや南流山エリアでは、見守りたくてもマンションの中に入れない状況もあります。できればこども達が守られていると感じている学校で、相談できるような環境が整えられて、こども本人に権利意識が育ち、大人が擁護するという場としての学校の役割を考えていただけたらと思いました。

《村上会長》

ありがとうございます。

この件について、事務局から何かご意見ありますでしょうか。お願いします。

《高畑課長》

指導課でございます。今若松委員からありましたように学校が安心して相談ができる場というのは、私も非常に大事なことだと考えます。各学校では、そういった相談ができる先生は、「この先生です」ということを児童生徒に周知をしていたり、また、相談ポストですとか、年に何回か悩んでいることがありませんかというようなアンケートも取ったりしています。ただ、それだけの手段に頼るのではなく、日頃からの声かけですとか、他人との関わりというところで、こども達がこの先生に相談することは大丈夫という気持ちを持つ安心の場となるように指導していきたいと思います。

《村上会長》

ありがとうございます。若松委員、よろしいでしょうか。

その他、いかがでしょうか。

《田中副会長》

田中です。結局、学校にお願いした「189（いちはやく）という児童相談所虐待対応ダイヤル」のポスターはつくられるのですね。分かりました。

今のお話は結構な衝撃と思いました。学校から、こども自身に虐待がテーマのポスターを書いてもらうというのは難しいと思うという意見が出たということでしたが、これからこどもの権利をこども達にも分かってもらうという点では、やはり小学校・中学校に協力を得ないといけないと思います。難しいと思うのは、もしかしたらこども本人が“自分が虐待されているかも”と気づくとつらいのではないのかみたいと思う大人の思いがあると思ったのですが、それでも知らせなければいけないのではないかと、取り組まないといけないのではないかと思います。虐待されて気づかないこどもも結構多いと思います。この今のつらい状況、そのつらいかどうかも分からない、普通だからという人もお子さんも多いと思うので、やはりうちは変なのかもしれないと思うきっかけにもなるかもしれないので、ここは、とてもいい取組ではないかなと思うので進めていただけたらと思います。よろしくお願いします。

《村上会長》

結局は、ポスターを書くことができるようになったということですね。

《若松委員》

ポスター自体は、各学校にお願いをして、もう依頼済みです。主任児童委員と民生委員で、各学校を訪問して趣旨を説明してご協力をお願いしています。中学校は、美術部の生徒たちにも声掛けますということです。小学校が、なかなか難しいかもしれないという意見が何校かから出たというのは伺っています。入選作に関しては、今年、児童虐待防止月間に市役所のロビーに展示をするという方向で準備を進めています。

《村上会長》

ありがとうございます。小学校に依頼して、全員が書くかどうかというところは、学校の判断になると思うのですが、実際に虐待を受けている当事者のこどもとしては、自分が虐待を受けているということは隠したいという気持ちもあるかと思いますので、その辺りも考えながらポスターを描くというところの対応をしていただければと思っています。

その他いかがでしょうか。今のことに関連してでもいいですし、その他の事業について、何かご質問等がありますでしょうか。

ご回答いただいた以外、その他の事業で、事業評価に関するご意見・ご質問がございましたら、挙手をお願いいたします。真木委員お願いします。

《真木委員》

市民の真木です。「事業番号54番：子育て支援員研修」について、子育て支援員研修の受講者数を増やしていきたいとあるのですが、LINEで見つけて、子育て支援員研修が市であると知って、そこから検索して、結局は、千葉県のを今受けているのですが、県の研修にはeラーニングがあって、実習と研修2回のみで受けることができたので、一時保育を使って申し込みました。そういうものが受けられるといいなと思いました。

《村上会長》

自治体によってeラーニングがあるところがあるのです。この件に関して、子ども家庭課になりますでしょうか。

《平尾課長》

ご質問いただきありがとうございます。

流山市では、「子育て支援員」という仕事をする人の力をもっと高めたり、いろいろな人と協力したり、たくさんの人に話を聞いてもらえるようにするには、どんな方法が一番いいかを考えています。そのために、県やほかの自治体やっている方法も調べて、よいところを取り入れながら進めていきたいと思っています。また、いろいろな人や団体と相談しながら進めていきたいので、これからもご協力をお願いします。

《村上会長》

ありがとうございます。その他の委員の皆様、いかがでしょうか。

伊ヶ崎委員、お願いします。

《伊ヶ崎委員》

伊ヶ崎さおりと申します。資料1-2「事業番号126：子どもの貧困対策」について、今、柏市の生活困窮の相談員をやっておりまして、柏市では「制服バンク」をつくっているのですが、流山市では、そういうことを

やっていますか。もし、やっているのであれば、活動について、「制服バンク」をこどもの貧困対策として知りたいです。

もう1点、ひきこもりのこども達の健康観察とか健康診断について、学校に来られないこども達がどうやっているのか、教えていただければと思います。

《村上会長》

指導課の高畑課長、よろしくお願いします。

《高畑課長》

指導課でございます。制服バンクというものですが、私が知っている限りの話になりますが、中学校等で年間を通して不要になった制服や通学カバンの寄附を募っていきまして、必要な方にお使いいただくという取り組みをしている学校もあると思います。全体的なことはわからないのですが、活用していただけるように学校の方で考えております。

ひきこもりの方の健康診断等に関しては、不登校児童生徒は、全くもう会えないということはないので、学校に来ていただくのも難しくても、例えば、ご家庭の方から、こういう形でお医者さんの方に掛かってほしいというような依頼をしております、例えば、別の場所で受けられる子もいるでしょうし、ご家庭からの病院の方でというようなお願いすることもありますし、ご家庭とお子さんに依るところがあるのですが、できる範囲の追い掛けをしているというところです。

《村上会長》

加藤委員、お願いします。

《加藤委員》

「制服バンク」の件ですけれど、各中学校でも取組されているところもあると思いますが、こども食堂にも「制服が必要なんだけど、ないですか。」という緊急連絡が回っていきます。この間もありまして、みんなで、探したのですけれど、中学校に関しては新しい制服になったので、お下がりが出るまでにあと2年ぐらい掛かって、詰め襟の男の子の学生服はたくさんあるのですけれど、新しい制服のお下がりはまだないので、そこで制服を買えなかったこどもがいるという事実はあります。ある市では、市内全部が同じ制服

のところもあって、どこの学校に行っても同じ制服を使える取組をしているところもあると聞いています。でも、流山市内の中学校では新しい制服にどんどん変わっているのです、新しい制服を買えないこどもがいないように予備の制服を用意するとか、何か補助を出すとか、一通りの中学校の制服を買って10万ぐらいするので、ご家庭によってはなかなか厳しいものがあるかなあと思うので何かうまい手を考えてあげたいと思います。今までどおりの制服でしたら、声をかけていただければ、ネットワークで探すことができます。高校生の制服も調達できるので、もし、必要があれば、声を掛けていただければ、ネットワークで探したいと思います。

《村上会長》

ありがとうございます。ネットワークで探していただくことも見えてきますが、そこに、自治体も絡むとさらに強力につながりになるかと思うので、是非、今後、ご検討いただければと思います。

その他いかがでしょうか。若松委員、お願いします。

《若松委員》

先ほどお話が出た健康診断についてですけれども、アメリカの中学校・高校では、年に1回、健康診断の結果を学校に提出しなければならないという規則がありました。健康診断と予防接種の証明書を提出しないと学校に入れない、部活動などができないという厳しいルールがありました。保護者の方に学校には行けなくても歯科検診や健康診断に関しては、必ず年に1回、そういう記録を出していただくようなルールでなければ「こどもの健康に過す権利」は、侵害されてしまうと思ひまして意見をさせていただきました。

《村上会長》

これにつきましては、事務局、いかがでしょうか。

《高畑課長》

指導課でございます。若松委員のおっしゃることは、もっともだと思います。学校でどういう形で多くの家庭にアプローチできるのかというのは、担任だけでなく養護教諭と学校の組織として、やっていく必要があると思いますので、そういったところを担当課とも確認をして論議していきたいと思っています。

《村上会長》

ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。仁科委員お願いします。

《仁科委員》

仁科です。「事業番号67：私立幼稚園への支援」について、「小規模な幼稚園にも要配慮児童が入園するための補助金を行っているのか。」というふうに書かせてもらったのですが、これを思ったのが加配を付けてもらう、付けてもらわないという話をプレ幼稚園に行ったときとか、電話で問合せたときに言ったのですが、いわゆるマンモス校というか、1学年4クラスとか大きめのマンパワーが結構あるような幼稚園は、どんどん、加配の必要がある子を見えていますみたいな感じの返事をいただくのですが、なかなかそういう大きな集団に入れないところもあって、1クラスとか2クラスの全体が小規模、比較的少ない人数の幼稚園に問合せたところ、加配対応とかは、もうしていませんという返答をもらったことがあるのですが、私立幼稚園への支援というのは、一律そういう形になっているのですか。

《村上会長》

これについて事務局お願いします。

《遠藤次長》

今年度から始めている私立幼稚園への支援に関しては、学校法人がやっている通常の幼稚園は、9園全て対象にしています。

《仁科委員》

補助金が使われる先は、各幼稚園にお任せするという形になるのですか。

《遠藤次長》

基本的には、加配に対して人件費として使っていただきたいとお伝えしているのですが、配慮が必要なお子様1人受入れにつき月額いくらという形で出しているような形です。それを加配の職員に使うとか、要配慮のお子様を保育する際の環境整備に使うとか、そういったものに使っていただくことを目的としておりますので、基本的にはそのお子様を受け入れるために必要なものについて使っていただきたいと考えております。ただ、幼稚園は、

保育所と違って応諾義務はもともとないのです。だから、その部分を、補助を出すことで受け入れる流れをつくっていきたいというのが現状になっています。

《仁科委員》

一旦は補助を受ける前に受入れてもらうという形なのですか。1人を受入れたら補助金を受けられるということになるから、一旦は、何もない段階から受入れないといけないということで、私が聞いたところだったら、もう受けられない、受入れませんという、加配をつけませんという返事になったのでしょうか。

《遠藤次長》

配慮が必要なお子様は、非常に増えつつあるので、保育園も幼稚園もそういうお子様を受け入れる体制をどんどん作っていかねばいけない時期だと思います。ただ、幼稚園は、どうしても建学の精神と、結局は、私立の学校ですので学校法人としてのやり方が、どうしても優先されるところがあります。1人受入れないとお金が出ないから受入れなかったのかということ、そういうことではないとは思いますが。市としては、配慮が必要なお子様もどんどん見ていただいて、その分は市からの補助が出ますので、それで人を雇っていただきたいという流れをつくりたいという状況です。

《村上会長》

ありがとうございます。

小澤委員、お願いします。

《小澤委員》

実はこの評価シートを見るに当たって、具体的ではないですけど、改めて、大人がこどもにやってあげる、こどもは守るべき対象で、大人がやってあげることを検証していたと思いました。今年度はこども計画という形で、変わってきて、同じこの評価シートだと、どうやって今年度は、やるのかというふうに思いました。それで、こども権利部会とかを立ち上げるという話になっていると思ったのですけれど、このまま来年度から同じにやってはいけないということをおもいました。

《村上会長》

この評価シートではないものが必要ということですか。

《小澤委員》

どういうふうにやっていくのかなと思いました。この評価シートは、例年この形でずっとやり続けてきているではないですか。だけど、これは大人がこどもを守る、もちろん大事なことですけれど、擁護するというような視点でやっているけれども、こどもが主体でいうところでこどもの意見を反映ということを考えたときに、どうやって、評価シートをつくったらいいのだろうと思いながら、評価シートを見ていました。

《村上会長》

ありがとうございます。こどもの意見を反映するというのが考えられてくると、この評価シートでは、ないものも今後検討する必要があるだろうということですが、確かにそうですね。

半田先生、お願いします。

《半田委員》

半田でございます。今、お話の中にあったこどもの権利部会を設置し、こどもの権利の視点からどのように評価、それぞれの事業を検証していくのかということを検討していくのが、次の課題になっていると思います。他の自治体を参考にしつつ、どのようにすれば、こどもの権利の視点から、こどもの権利を実現する視点で評価できるかということは、引き続き権利部会の方で、皆様と一緒に検討をすることができれば、次年度以降の評価シートに何らか反映することができるのではないかと考えております。

《村上会長》

ありがとうございます。今、意見が出ましたようにこどもの意見や権利ということを反映した評価シートも、事務局の方で、またご検討いただければと思います。

田中副会長、お願いします。

《田中副会長》

田中です。立場上の話ですけれど、「事業番号49番：子どもの権利条

約・児童憲章の周知・啓発」の事業内容で先ほどからお話もありますけれど、子どもの権利条約の周知・啓発というところですが、いろいろな課にまたがっているのも、子ども家庭課、指導課、障害者支援課、健康増進課と、4課あります。まず、この評価のABCにつきましては、確か、Bというのは、例年どおり行ったというのがBです。Aというのは、それ以上のことを行ったということで、Aだったと記憶しているのですけれども、それを言うと、子ども家庭課は、Bになっているのですけれども、私は、Aでもいいかなと思っています。しっかりその計画にこどもの権利保障について、保障していくということを明言していただいたというのは、とても変わったところですので、BではなくAでもよかったと思っています。申し訳ないのですけれども、指導課のAに関しては、もし例年どおりということであれば、Bかなと思います。これは、課題のところにも出ていましたけれども、「2年生及び3年生に対していじめ防止授業を実施していないことが課題です。【指導課】」と書いてあるので、もし、これが今年度であれ来年度であれ、2年生・3年生に対してもいじめ防止授業が行えたということであれば、次はAなのかなと思います。

こどもの権利というのは、いじめのことだけではなくてきますので、それ以外の基本的なこどもの権利について機会があったら教えていただきたいと思います。

それから、健康増進課に関しては、母子手帳の交付時にお渡ししているファイルがあって、その中にリーフレットをお渡ししていると思うのですけれども、それは、ないよりはいいと思うのですけれども、それをどう見るのか、どう活用するのかも、今後、大事になってくると思いますので、是非、検討していただければと思います。

常々思うのですけれども、妊娠期から赤ちゃんの間に、こどもの権利のことを親の耳に入れておくことが、とても大事ではないかと思っています。小学生以上になってくると、お子さんをどういうふうに育てていくかとか、どうやって優秀な子に育てるかみたいな感じで育てていってしまうので、子ども権利は、その時点で言われても耳を塞ぎたくなってしまうようなこともあるのです。赤ちゃんのときは、本当に無事に育てていけばと、それだけ思っている時期だと思うので、この時期にどうやってこどもの権利をお話ししていくのかというのは、とても大事になってくると思います。一緒に何か考えられたらと思っていますので、よろしくお願いいたします。

《村上会長》

ありがとうございます。意見が出ましたが、事務局の方からはいかがでしょうか。

《渡邊課長》

先ほどお答えしたところで、肝心なところが漏れてしまったのに気が付いたので補足させてください。

母子健康手帳の交付のところでの情報の関係で、真木委員からのご質問で、LINEで検索できるといいなというところについて、現状は、市の事業はお見せしています。ただ、今日お持ちしたのですけども、妊娠届を出したときに、いろいろなものが入っているのですけれど、国や県のはリンク自体が存在してなかったりもして、貼り付けられない部分もあると担当に確認しております。まだ、できてはないのですけれども、今後、ホームページで各事業を検索できるQRコードの事業一覧を作成しまして、母子健康手帳の交付時に資料と一緒にお配りすることを検討しています。そういうものがあれば、今よりも、情報を得やすくなるのではないかと思いますので、対応を考えているということをお答えさせていただきます。

《村上会長》

ありがとうございます。

子ども家庭課、お願いします。

《平尾課長》

子ども家庭課です。評価のABCの区分についてお話いただいていた、資料1-1でお話しさせていただきましたが、評価の区分として、Aが達成できた、Bが一部達成できた、Cが達成できなかったというような区分で、各担当課に評価をしていただいていますので、先ほどいただいた意見については、いま1度、この評価区分をもとに担当課でも確認をして最終的に決定するようにさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

《村上会長》

ありがとうございます。

委員の皆様、その他の事業で、事業評価に関するご意見がありましたら、よろしくお願いいたします。はい、小澤委員お願いします。

《小澤委員》

以前にも言ったのですが、先ほどの田中委員の続きで母子手帳に子どもの権利条約が早く載るようになったらいいなと本当に思っているのですが、児童憲章ももちろん良いことを書いているのですが、あれは、もっと大人側が子どもを守ろうという熱い思いはあるのですが、子どもが権利の主体であるということを文章からは感じ取りにくいので、本当に母子手帳が早く子どもの権利条約を載せるようになってくれたらいいなと思います。

《村上会長》

若松委員、お願いします。

《若松委員》

実現は難しいかもしれませんが、母子手帳を6歳で卒業した後、子ども手帳みたいな形で12歳ぐらいまでとか、あるいは、15歳の義務教育終了まで、新たな手帳みたいな形で子ども達の健康の状況等を記録するような冊子があってもいいのかなと思いました。

《小澤委員》

小学校・中学校で何かありましたね。

《若松委員》

小学校・中学校はあるのですが、でも親の方ではなく学校で管理してなかったでしょうか。

《田中副会長》

確かに最後に本人の手元に来ました。

《若松委員》

最後は本人の手元に来ますけど、不登校のお子さんも、母子手帳みたいに家庭で持っていれば、健康診断や予防接種等をやらなければいけないという意識が芽生えるかなと思いました。

《村上会長》

子ども手帳は、子ども自身が持つということですか。

《若松委員》

母子手帳が終わって、入学と一緒にめでたう母子手帳を卒業しましたみたいな感じで、そのあとのこども達がもらうこども手帳みたいなものがあったもいいのかなと思いました。

《村上会長》

母子手帳の後に続く手帳として、こども手帳があるといいかなということですね。

それでは、よろしいでしょうか。各委員からご意見・ご質問ありがとうございました。今いただきました意見につきましては事業評価に反映させるかを含め、私と事務局にご一任いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

【異議なし】

《村上会長》

ありがとうございます。それでは、ご了承いただきましたので、修正につきましては、私と事務局にご一任いただき、相談して、結論を得た後に、委員の皆様にご報告させていただきます。それでは、議題（１）については以上とします。

それでは、次に、議題の（２）「こどもの権利部会の設置及び部会委員の選出について」です。資料２について事務局から説明をお願いします。

《事務局》

資料２：こどもの権利部会の設置について 説明

《村上会長》

では、事務局の説明にあったとおり、部会委員の選出につきましては、私から指名させていただきたいと思いますが、皆様ご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

【異議なし】

《村上会長》

では、半田委員、小菅委員、仁科委員、伊ヶ崎委員、田中委員、小澤委員、以上、６名の方々にお願いしたいと思います。６名の方々、よろしいでしょうか。

【全体を確認】

《村上会長》

それでは、6名の方々に、部会委員をお願いし、こどもの権利部会を設置したいと思います。各委員の皆様どうぞよろしくお願いいたします。

私の方から一言述べさせていただきます。全てのこどもの権利ですので、特に社会的養護の環境にあるこどもや障害のあるこどもの権利について、なかなか取り上げられてこなかったようにも感じておりますので、是非、ご意見をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、議題の（２）については以上とします。

次に、議題の（３）その他についてです。事務局から説明をお願いいたします。

《事務局》

参考資料：第１回こども会議について

参考資料：若者まちづくりプロジェクト 説明

《村上会長》

以上で事務局からの説明を終わりました。まずは、流山市こども会議についてです。ご質問やご意見ありますでしょうか。いかがでしょうか。

田中委員、お願いします。

《田中副会長》

田中です。会議を見学したい場合にはどのようにすればよろしいでしょうか。

《鷺尾室長》

事前に子ども家庭課にご連絡いただければ見学はできますので、ご連絡いただければと思います。

《村上会長》

その他いかがでしょうか。こども会議についてですね。

半田委員、お願いします。

《半田委員》

ありがとうございます。こども会議や若者まちづくりプロジェクトの中で、こどもから意見を聴取して、話し合った結果をどのようにこども政策に反映をする予定なのか、また、それをどう受け止めたかというフィードバックをどんなふうにする予定かについて教えてください。

《村上会長》

事務局、お願いします。

《鷺尾室長》

ありがとうございます。今回は8月29日に報告会ということで、市長、教育長にプレゼンテーションします。いただいた提案は、市役所内部で検討させていただいて、こども達に12月頃になると思いますが、フィードバックの報告会の形になるのですけれども、いただいた提案をもとに、こういうことを来年度から進めていきますとか、このあたりは難しいのでもう少し検討させていただきとか、お伝えできればと考えております。

《村上会長》

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

次に流山市の若者まちづくりプロジェクトです。こちらのポスターについて、いかがでしょうか。ご意見いただければと思っております。

加藤委員、お願いします。

《加藤委員》

こども食堂の加藤です。「江戸川台駅東口周辺の賑わい創出」のところが、私はとても気になっていまして、すごく心配というのが正直な気持ちです。

3年ぐらい前にさんざんこの活動を手伝わしてもらって、いろいろやってきたのですけれども、なかなか動かなかった事がありました。若者たちが江戸川台をいい街にしようと思って一生懸命いろいろな意見を出して頑張ってくれたことが、しっかりと生かされるようになるといいなととても心配です。これを発言したらいいかどうか、とても悩んでいますけど、江戸川台を動かすのがとても大変だったので、このテーマを選ばれたってことは、少し動く兆しがあるから選んでもらったと思っているのですけれども、若者たちがせっかく頑張るので、是非、反映できるように、行政の方で、後ろからバックア

ップしていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

《鷺尾室長》

ご意見ありがとうございます。本当におっしゃるとおりで、以前はそういうプロジェクトがいろいろ動いていたという話があったと思うのですが、反省しなければいけなかったところがありまして、担当の部署としっかりと連携をとっていきながら、今までやってきたことも反映させて、より良いものをつくっていきたいと思っています。前回のものを踏まえて進めていければと思いますので、よろしくお願いいたします。

《村上会長》

この「若者まちづくりプロジェクト」と「こども会議」に私も関わってまして、お聞きしたいのですが、動かすのがとても大変だったというところを肌感覚でどんなふうに大変だったのかお聞きしてもいいでしょうか。

《加藤委員》

江戸川台商店街は60年ぐらい経ってまして、2世代目・3世代目の人たちが店主になっていると思います。その方達は、あそこを残したいのか、無くなってもいいのか、よく分からない感じで、積極的に動いていくのを大儀に思うような人たちが、商店街に残っています。あとは、フランチャイズの鳥貴族とか、いろいろな飲食店が入ってきていて、昼間はシャッター街の雰囲気ですけど、夜はみんな開店している感じです。でも、朝から営業しているお店もあるので、商店街としては活気があるわけではないと思います。その人たちを動かすのが、難しいと思います。人を集めることも、ここに書いてありますけど、ナイトカフェとかイーストリープロジェクトをやった場合は、マルシェなんかもやって1,200人とか集めれば幾らでも人は集まると思います。江戸川台でこういうことができるのは、もう3年も4年も前に実証済みなので、それをどんなふうに反映して、その実験したことをどう生かしていくかというところまで行けないままプロジェクトが終わってしまった。何となく自治会と決裂状態な感じで、自治会とは仲よくしていくことは不可欠だと思うのですが、その辺の絡みとか、幼稚園も小学校も全部近いので、そういう人たちを巻き込んで、江戸川台の街が全体的にこどもにも大人にもお年寄りにも優しい街になればいいなという感じで動いていたのですが、なかなか連携して動くのが本当に大変でした。最後に、私

も少し具合が悪くなってやめたという感じだったので、何か一生懸命やった人が、潰れたみたいな経緯があるので、こども達が一生懸命やって潰れないようにしていただきたいと思います。

やったことが全部生かされなくてもいいと思うのです。新しいこども達の意見とか若者たちの意見で、全く違うやり方とか、全く違う商店街ができるというのもいいと思います。出された意見がそのまま潰れてしまわないように、何か自分ができることがあれば、後ろからバックアップしたいと思います。江戸川台が好きな江戸川台の方も何人もいると思いますけど、生まれたときから江戸川台に住んでいる人たちは、あそこの商店街を何とかしたいという思いはとても強いと思います。活気づいていた頃の江戸川台商店街が大好きだったという人がいっぱいいるので、そういう人が、またこんな街になってほしいなという思いも集めてあるはずなのです。そういう意見も生かしてもらって、みんなの意見が少しずつ反映された商店ができたらいいなあと切に思います。よろしくお願いします。

《村上会長》

ありがとうございます。これまでの経緯というところも含めて、共有しながら進めていく必要があるということをとて感じました。「若者まちづくりプロジェクト」ですけれども、これをきっかけとして若者の居場所づくりというところが、メインにもなってきますので、その目的も忘れずに進めていけるといいと思います。

その他いかがでしょうか。若松委員、お願いします。

《若松委員》

若松です。「十太夫福祉会館と南流山福祉会館で中高生が気軽に集まれる居場所をオープンします。」という、新しい試みも非常に興味があると思うのですけれども、児童センターでも中高生がよく集まっているセンターとそうではないセンターとかなり差があるように思います。たくさん集まっているセンターと同じ建物内にある福祉会館での試みとかも検討されたらどうかと思いました。新しく立ち上げて十太夫や南流山というのは、多分おおたかや南流山のエリアで非常に人の多いエリアだからと思ったのですけれども、他のエリアでも中高生がたくさん来ているという児童センターもあるので、そういったところを調査の対象に含めたらいいかなと思いました。

《小澤委員》

具体的にどの辺が来ているのかな。

《若松委員》

多分、向小金の児童センターが、結構来ているという話は聞いたことがあります。

《村上会長》

事務局、お願いします。

《平尾課長》

ありがとうございます。

事業評価のところでもお話があった児童センターによって地域性もあるかと思うのですが、中高生の居場所としてどれだけ活用されているかというのは、本当にセンターによって違うのかなというのがあって、それをどうしていくかという課題があるのですが、初めて、南流山福祉会館と十太夫福祉会館でやる居場所づくりというのは、児童センターの今の仕組みもとても大事なのですが、一方で、児童館や児童センターにも行きづらくなっているような子ども達も一定程度いるのではないかと思いますとか、2つの児童センターともそれなりにアクセスが悪くはない場所にありますので、地元では少し行きづらさがあるようなお子さんたちがいることも想定した上で、今回、新しく場所をつくってやってみようというところでやらせていただいていますので、今年度は本当に初めてやらせていただいて、どんな状況なのかニーズはどこにあるのかというところを検討しながら、若松委員から言っていただいたことも参考にして取組を進めていきたいと思います。ありがとうございます。

《村上会長》

そうですね。経過を見ながら、いろいろ考えていければと思います。

その他いかがでしょうか。

若者まちづくりプロジェクトにいろいろな若者が参加してくれるといいなということを考えておりまして、例えば、小菅委員、晴香園とか社会的養護の若者の方たちにもぜひ参加をしていただければと思っていますので、ご検討いただければと思っています。

《小菅委員》

晴香園は、松戸の住民です。こども達もそうです。関わりのある子がいれば、声かけ等はしたいと思います。

ついでにお聞きしていいですか。江戸川台駅東口の賑わい創出のところで、これは若者が参加するということなのですからけれども、賑わいを創出するためのステークホルダーは、どのくらい参加するのかというのがないと、先ほど加藤委員が言ったステークホルダー抜きに幾らアイデアとか意見を出しても、結局、何か反映されないとか、上滑りしちゃうとか、よくある成功できない話になってしまうなど感想を持ちました。何かそうならないためのアイデアが工夫されているのか。あったらお願いしたいと思いました。

《村上会長》

ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

《鷲尾室長》

確かにおっしゃるとおり、ある程度は考えた上でスタートしていかないといけないと思います。まだ、そこまで具体的なことは決まってないので、これから、こちらでやるに当たって、村上先生からも話があったのですが、江戸川大学とも協力して進めていきますので、その中でいろいろどういったふうにやっていけばいいのかということは、これから検討させていただければと思います。よろしくお願いします。

《村上会長》

ありがとうございます。各委員からご質問ご意見ありがとうございました。それでは、事務局から他に説明がございますか。

《鷲尾室長》

今後の会議の日程について、お知らせいたします。

第1回のこどもの権利部会につきましては、9月5日金曜日10時から、市役所庁議室になりますので、部会の委員におかれましてはご出席をお願いいたします。

次に第3回の子ども・子育て会議の日程です。まだ、具体的に日にちが決まっていないのですけれども、10月中に予定しております。日時につきましては、調整の上、改めてお知らせさせていただきたいと思います。議題に関

しましては、流山市こども計画の事業評価方法の検討などを予定しております。委員の皆様、ご出席のほどよろしくお願いいたします。

《村上会長》

ありがとうございます。

それでは、9月5日10時から第1回こどもの権利部会で、10月に第3回子ども・子育て会議となります。ご出席のほど、重ねてお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和7年度第2回流山市子ども・子育て会議を閉会いたします。お疲れさまでした。

以上